

第 1 4 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年8月9日午後1時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（23名）

2 番	松 橋 裕 子	3 番	笹 沼 恭 一	4 番	市 村 正 司
5 番	安 藏 久 男	6 番	飛 田 信 広	7 番	小松崎 陽 子
8 番	一 木 克 昭	9 番	安 邦 弘	10 番	皆 川 晃
11 番	吉 澤 勇	12 番	大 圖 金 雄	13 番	軍 地 美 代
14 番	渡 邊 京 子	15 番	外 岡 健 寿	16 番	雨 貝 裕
17 番	関 成 一	18 番	高 安 幸 一	19 番	雨 谷 克 己
20 番	深 谷 泉	21 番	今 関 征 一	22 番	浅 井 紘 一
23 番	加倉井 幸 夫	24 番	高 橋 基		

欠席委員（1名）

1 番 岡 田 幸 一

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長 補 佐	海 野 尚 史
農 地 係 長	谷 津 知 一	農 地 係	野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、皆様、こんにちは。

定刻前ではございますが、本日出席予定の委員さん全員おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。

あと、事務局の岩間次長が体調不良で本日は欠席ということでございますので、お知らせします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

久々の午後の開催ということで、本当に暑い中、大変ご苦勞様でございます。

連日大変な暑さが続いております。昨年もそうでしたが、今年もまた収穫時に米に被害が出るのではないかと危惧しているところでもあります。また、畜産農家の方々も、大変なこの暑さで本当に大変ご苦勞なさっているのではないかと考えております。ここは長年培った知恵で乗り切らなければならないと考えているところでもあります。

本日は、一応確定しました研修も決まりましたので、総会後に報告をさせていただきます。本日は大変ご苦勞様でございます。

議 長 ただいまから第14回水戸市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は23名、欠席委員は1名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出について、お諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

4番の市村正司委員、5番の安藏久男委員、よろしくお願いいたします。

（「はい」の声あり）

議 長 次に、審議総括表について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が7件、農地法第5条の審議案件が26件、報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が7件、農地法第4条の届出が6件、農地法第5条の届出が20件、農地法第18条第6項の通知が2件、制限除外の農地の移動届出が3件、農地改良協議が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして72件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を17番の関成一委員にお願いいたします。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項及び第2項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項と第2項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第1項、第2項ともに、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたしますが、私が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席します。そのため議長の職を皆川会長代理と一時交代いたします。

(笹沼恭一委員退席)

臨時議長 ただいま議長の職を笹沼会長から一時引き継ぎました。

事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

臨時議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

3番、笹沼委員の担当地区ですが、本人が関係しているということで、私が代わって調査をしました。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

臨時議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、笹沼委員に着席を求めます。

（笹沼恭一委員着席）

臨時議長 ここで議長の職を笹沼会長と交代します。

議長 ただいま議長の職を引き継ぎました。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第1項及び第2項は同一事業ですので、併せて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項及び第2項でございますが、同一事業でありますのでまとめてご説明いたします。

契約内容は、第1項が売買、第2項が地上権の設定でございます。申請人は、再生可能エネルギーの売電事業を新たに始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番，安です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお
願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料
されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を
得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたしま
す。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や原野に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、300メートル以内に常磐自動車道路水戸北スマートインター入口があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林や宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，農用地利用計画における用途区分が農業用施設である農地であり，農地法第5条第2項本文ただし書に該当すると思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思

料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、住宅が連たんしていることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。
なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ておりま
す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

高橋委員 24番，高橋です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。

この案件も調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審
議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様，ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に
囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。

この案件も調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議
よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。1番の岡田委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議をお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙1をご覧ください。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、令和6年農用地利用集積計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが1,040平米、畑が1万5,989平米、設定者5名、取得者5名、利用権設定日は、令和6年8月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第3号につきましては、説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお

願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、承認することと決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料、別紙2をご覧ください。

それでは、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが設定面積3万3,567平方メートル、畑が設定面積4,867平方メートル、設定者8名、取得者6名でございます。賃借権等の設定日は、令和6年10月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第4号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料，別紙3をご覧ください。

それでは，議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目，それぞれの期間ごとの設定については，各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては，田んぼのみで設定面積2,553平方メートル，設定者1名，取得者1名でございます。なお，設定者は，農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。賃借権等の設定日は，令和6年10月1日に予定されております。また，個別の農用地利用集積等促進計画につきましては，次のページ以降に記載しておりますので，各自でご確認ください。

以上につきまして，農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては，説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，意見なしで回答することに決定いたします。

ここで，担当者は退席します。

（担当者退席）

次に，報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号，報告第2号，報告第3号による農地法第3条の3，第4条，第5条の届出等の内容につきましては，記載のとおりでございます。

添付書類を含め完備しておりましたので，事務局長専決により全項受理通知書を交

付いたしました。

報告第4号，報告第5号，報告第6号につきましても，資料のとおりでございます。
説明は以上でございます。

議 長 それでは，以上をもちまして第14回総会を閉会いたします。
ご審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後 2時00分